

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画（最終案）について

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 実施期間

平成22年8月2日（月）から9月20日（月）まで

(2) 募集方法

第3次横浜市男女共同参画行動計画と合わせてパブリックコメントを実施

ア 素案全文の閲覧及び概要版パンフレット（7,500部）の配布

閲覧先：市役所市民情報センター、区役所広報相談係、図書館、男女共同参画センター

配布先：上記ほか、各区市民活動支援センター、地区センター、公会堂等

イ ホームページへの素案全文及び概要版パンフレットの掲載

ウ シンポジウム・出前説明会・意見交換会等の開催（7回）

(3) 募集項目

素案への意見

(4) 応募数

52人から57件

(5) 応募者の内訳

ア 性別・年代別

年齢	女性	男性	無回答	合計
10歳代以下	0	1	0	1
20歳代	5	11	0	16
30歳代	4	4	0	8
40歳代	5	3	1	9
50歳代	4	1	0	5
60歳代	2	1	0	3
70歳代以上	1	0	0	1
無回答	1	0	8	9
合計	22	21	9	52

イ 性別・職業別

職業	女性	男性	無回答	合計
自営業	3	1	0	4
会社員・公務員	7	6	1	14
派遣・契約社員	1	4	0	5
アルバイト・パート	1	2	0	3
公益法人・NPO・NGO	3	0	0	3
家事専業	2	1	0	3
学生	0	2	0	2
無職	0	3	0	3
その他	4	1	0	5
無回答	1	1	8	10
合計	22	21	9	52

※一人で複数の意見を応募している場合があるため、応募件数とは一致しません。

(6) 主な意見と対応状況

主 な 意 見	件 数	対応状況
・相談員の安全を守る必要がある	3	13 反映済
・すべての弱者をDV被害から救うための計画をたてるべき	2	
・相談窓口の周知だけではなく、体制づくりが必要	2	
・シェルターへの支援の充実を望む	2	
・女性への暴力は、自分自身の信頼する気持ちを妨げ、追い込むものであり、社会の損失であることを前提に、政策に取り組んでほしい	1	
・相談を弁護士につなげてほしい	1	
・DV根絶のためには、10代からの予防教育が効果的	1	
・デートDVについては、相手を思いやる交際というように大きな視点での教育をすべき	1	
・DV相談支援センター機能が被害者女性にどのようなメリットとなるのか提示してほしい	4	10 修正
・男性相談窓口の開設と男性相談員を望む	3	
・男性へのケアを増やしてほしい	3	
・女性の権利だけではなく、男性の権利、マイノリティを含めた権利に配慮すべき	23	34 参考
・調査結果の説明は、女性の被害者が多いということが強調されている印象がある	4	
・市の調査においても、男性被害者の割合は、無視できる数字ではなかった	4	
・デートDV被害経験の調査結果をみると、「されたかもしれない」と答えた人となっているが、「被害を受けた」とは大きな違いがあるので注意されたい	1	
・DV被害者への少額融資や住宅施策の充実を望む	1	
・女子トイレにDV相談のカードやパンフレットを置いてはどうか	1	
計	57	

○ 対応状況

「反映済」：ご意見の趣旨は、素案に含まれています。

「修正」：ご意見の趣旨を踏まえ、素案を修正しました。

「参考」：ご意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行なうにあたっての参考とさせていただきます。

2 素案からの主な修正点

(1) 男性被害者相談の検討を加えました。

主 な 意 見	修 正 案
<p><パブリックコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性相談窓口の開設と男性相談員を望む ・男性へのケアを増やしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4章 基本方針Ⅱ 施策の方向Ⅱ-2 【男性被害者からの相談対応】 ・「横浜市における相談対応について検討します。」を追記

(2) 分かりやすい表現・構成としました。

主 な 意 見	修 正 案
<p><関係団体との意見交換会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センター機能設置とは何か分からない。 <p><パブリックコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センター機能が被害者女性にどのようなメリットとなるのか提示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに「第1章 2 DV相談支援センター」の項目をたて、概要を簡潔に説明することとしました。 ・「区福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら3つをまとめて一つのDV相談支援センターと位置づけます。」 ● DV相談支援センターの組織と、被害者に対する支援内容を分かりやすくするため、組織のフロー図「横浜市配偶者暴力相談支援センターの機能について」を追加

- 全体として、重複した表現・構成を整理し、記載内容を分かりやすく簡潔にしました

3 今後の予定

1 2月末	計画確定
2 3年1月	公表
3月	冊子閲覧 (3,000部)
	概要版配布 (20,000部)

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画(最終案)概要

【基本的な考え方】

1 DVに関する基本計画策定の経緯

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が平成20年1月に改正され、「DV施策の実施に関する基本的な計画（DVに関する市町村基本計画）の策定」と、「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）の機能を果たすこと」が市町村の努力義務となりました。

このような状況を踏まえ、横浜市では「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、DV被害者の視点に立ったきめ細かで切れ目のない支援を行います。

2 DV相談支援センター

区福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら3つをまとめて一つのDV相談支援センターと位置付けます。

3 定義

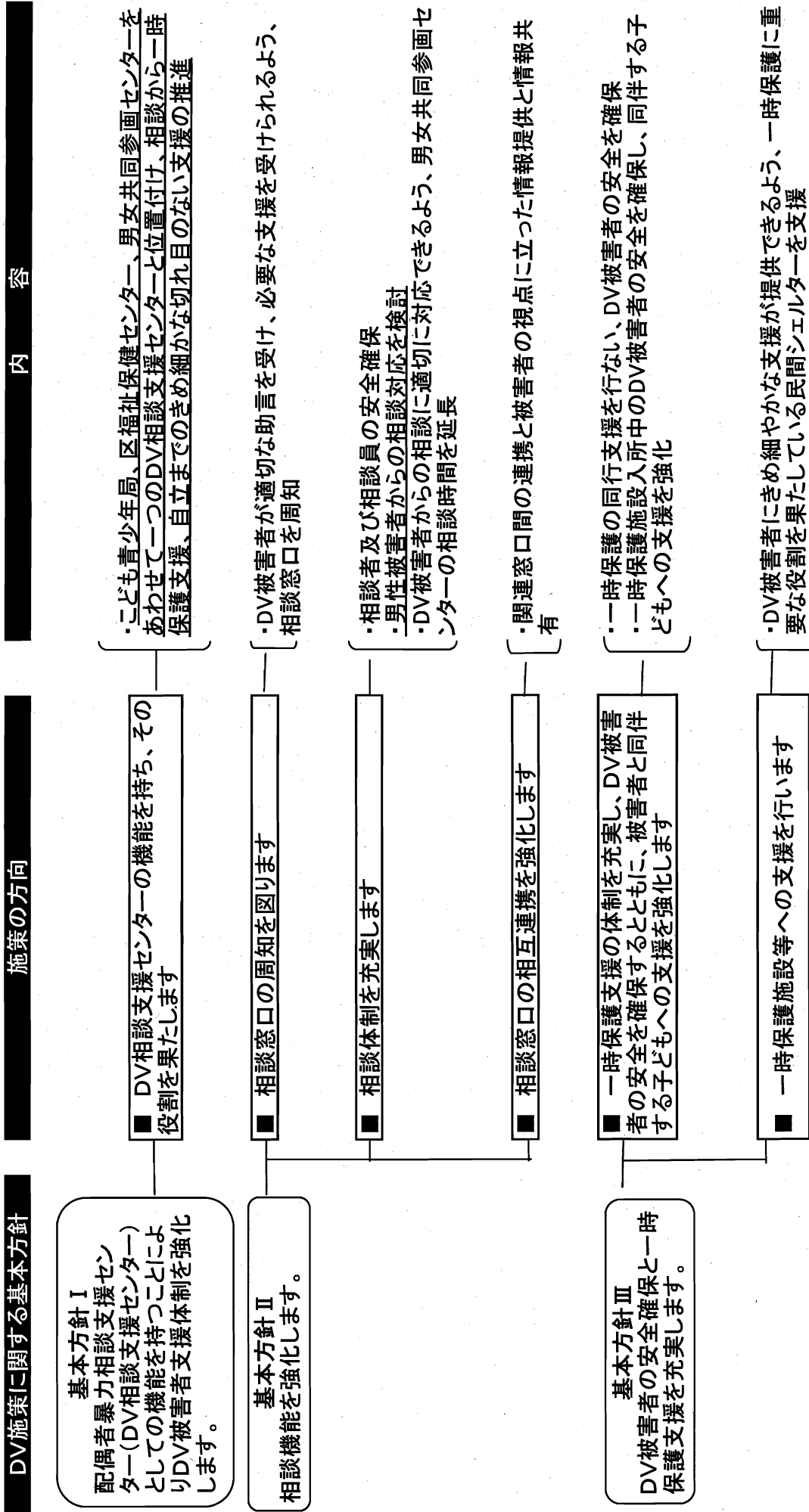
本基本方針及び行動計画では、DV防止法の対象者である「配偶者（元配偶者も含む）からの暴力」を対象としますが、「交際相手からの暴力」、「親・きょうだいなど身近な者からの暴力」に対しても、本基本方針及び行動計画に準じて対応します。

4 基本方針及び行動計画の位置付け

本基本方針及び行動計画は、横浜市男女共同参画推進条例に基づく「横浜市男女共同参画行動計画」の一部として位置づけます。また、DV防止法の規定に基づく市町村基本計画とします。

5 計画期間と進ちよく管理

計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5か年とし、進ちよく管理も含めて、「横浜市男女共同参画行動計画」と連動します。



基本方針Ⅳ
DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします。

■ 自立支援体制を確立します

■ 生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します

■ 関連制度を活用して必要な支援を行います

・支援機関相互の円滑な連携を進め、相談から自立した生活に向け、DV被害者の立場にたった、切れ目のない支援の推進

・民間シェルターと連携した、施設退所後の継続的な支援

・心身の回復支援の充実

・こころの健康に関する相談

・こころの健康に関する相談や専門医等による面接相談など、現行の他施策と連携し、心のケアを実施

・貸付金などの諸制度の活用

・就業の際に役立つ実践スキルを身につけるため、男女共同参画センターの講座を充実

・公営住宅や民間アパートなど、空き施設の有効活用について検討

・子どもの養育に問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員などを派遣

・学校において組織的な相談の実施

・民間団体と連携し、様々な問題を抱える外国人女性などへの電話や面接による相談及び通訳の派遣

・高齢や障害のあるDV被害者などの多様なケースに対応した施設の確保の検討

・区福祉保健センターが、シェルターと連携し、同行支援を実施

・男女共同参画センターを、気軽に立ち寄れる「居場所」として位置付け

・DV被害者が関連制度を活用して適切な支援が受けられるよう、保護命令の申し立て支援や証明書を発行

DV施策に関する基本方針

施策の方向

内容

基本方針V
暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます。

■ DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います

・DV被害者がDVを認識し、自立に向けた様々な公的支援につながるよう、DVに関する情報を提供

■ 暴力の根絶についての啓発を推進します

・「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことについて、市民がその発見と根絶に向けた取組ができるよう、啓発を推進
・デートDV防止講座を関係団体と連携・協力して実施

基本方針VI
関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います。

■ 関係機関との連携を強化します

・県、警察、弁護士、民間団体など関連する機関等が共通認識をもち、相互の連携・協力を強化

■ DV被害者に配慮した支援を行うため、職務関係者等への研修を充実します

・被害者の人権を尊重した支援を行うため、関係職員にDVに関する研修を実施

横浜市配偶者暴力相談支援センターの機能について

新規・拡充業務

